中医協 総一9参考 7 . 1 0 . 1 5

令和6年11月29日保医発1129第11号 「DPC制度への参加等の手続きについて」の一部改正について(抜粋)

## 第1 4 DPC制度からの退出について

(略)

- (2) 退出の手続き
  - ① (略)
  - ② 入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となる場合 入院基本料に係る施設基準の変更の届出により第1の1の(2)の④イに 規定する病床数(以下「対象病床数」という。)が0となる病院(特定機 能病院を除く。)は、入院基本料にかかる施設基準の変更の届出と併せて、 別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課 長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
  - ③、④ (略)
- (3) (略)
- (4) 退出した病院のDPC調査への参加について
  - ①~③ (略)
  - ④ 入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が 0 となる場合又はその他の理由により退出する場合

入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となった病院 又はその他の理由により退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定 める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。